

○反問権の運用指針（場所についての修正案）

2 反問及び反問への回答を行う場所について

(1) 答弁者は、次に掲げる場所において反問するものとする。

ア 市長 執行機関側中央の演台

イ 市長以外の者 自席

(2) 議員は、次に掲げる場所において回答するものとする。

ア 本会議の代表質問及び一般質問 質問席

イ 上記以外の会議 自席